

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ
小型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業を除く採捕のうち、檜山振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム未満の小型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和3年1月15日

北海道知事

- 1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

84.96パーセント（A/B）

- 〔
・当該採捕の数量：1,444.3キログラム（A）
・当該採捕の割当量：1,700.0キログラム（B）
〕

- 2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期

・第6管理期間中には達しない

- 〔
（考え方）
・令和2年4月1日から令和3年1月14日までの当該採捕の数量：1,444.3キログラム
・過去5カ年のうち1月から3月までの最大採捕の数量：なし
〕

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ
小型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業による採捕のうち、石狩振興局及び後志総合振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム未満の小型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年12月1日
北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

77.49パーセント（A/B）

- 〔
・当該採捕の数量：2,479.6キログラム（A）
・当該採捕の割当量：3,200.0キログラム（B）
〕

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期
未定

（考え方）

- 〔
当該総合振興局管内においては、近年、くろまぐろ小型魚の採捕は割当量に至らないが、水温の上昇に伴って、当該沖合海域へのくろまぐろ小型魚の来遊が見込まれる。
〕

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ
小型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業による採捕のうち、渡島総合振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム未満の小型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年11月12日
北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

74.75パーセント（A/B）

- ・当該採捕の数量： 47,687.4キログラム（A）
- ・当該採捕の割当量： 63,800.0キログラム（B）

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期

- ・第6管理期間中には達しない

（考え方）

- ・4月1日から11月11日までの当該採捕の数量： 47,687.4キログラム
- ・過去5カ年のうち11月から翌年3月までの最大採捕の数量：
2,336.5キログラム

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ
小型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業を除く採捕のうち、宗谷総合総合振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム未満の小型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年11月12日
北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

71.56パーセント（A/B）

- ・当該採捕の数量：1,145.4キログラム（A）
- ・当該採捕の割当量：1,600.0キログラム（B）

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期
未定

（考え方）

当該総合総合振興局管内においては、近年、くろまぐろ小型魚の採捕は割当量に至らないが、水温の上昇に伴って、当該沖合海域へのくろまぐろ小型魚の来遊が見込まれる。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ
小型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業による採捕のうち、胆振総合振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム未満の小型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年9月11日
北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

76.73パーセント（A/B）

- ・当該採捕の数量： 1,457.8キログラム（A）
- ・当該採捕の割当量： 1,900.0キログラム（B）

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期
未定

（考え方）

当該総合振興局管内においては、近年、くろまぐろ小型魚の採捕は割当量に至らないが、水温の上昇に伴って、当該沖合海域へのくろまぐろ小型魚の来遊が見込まれる。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ
小型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業による採捕のうち、石狩振興局及び後志総合振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム未満の小型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年8月25日
北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

70.61パーセント（A/B）

- ・当該採捕の数量：1,270.9キログラム（A）
- ・当該採捕の割当量：1,800.0キログラム（B）

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期
8月

- （考え方）
- ・4月1日から8月24日までの当該採捕の数量：1,270.9キログラム
- ・2017～2019年の8月における平均採捕量：5,014.5キログラム
- ・過去3カ年の8月における1日あたり平均採捕量：161.7キログラム

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ
小型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業による採捕のうち、留萌振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム未満の小型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年8月3日

北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

80.32パーセント（A/B）

- ・当該採捕の数量： 883.5キログラム（A）
- ・当該採捕の割当量： 1,100.0キログラム（B）

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期
未定

（考え方）

- ・当該振興局管内においては、近年、くろまぐろ小型魚の採捕は割当量に至らないが、水温の上昇に伴って、当該沖合海域へのくろまぐろ小型魚の来遊が見込まれる。